

## 自治体の取り組み

# 岐阜県における産業廃棄物処理の適正化策について

岐阜県基盤整備部企画管理課建設技術室長 やすだ 安田 ほうけん 宝賢

## 1. はじめに

昨年の地元紙「岐阜新聞」の県内10大ニュースのトップが「岐阜市椿洞の産廃不法投棄事件」であった。

21世紀は環境の世紀と言われて久しい。酸性雨の問題、資源の枯渇問題、地球温暖化の問題……。 「悲惨なイラク問題よりも日本の膨大な借金問題よりも重要な、世界最大の課題、それは『環境問題』である」という人もいる。なぜならば地球は一つしかないからである。環境問題は我々の存在そのものの基盤であるからであろう。

こうした中、我が岐阜県では豊かな自然を大切に、自然との共生を政策の一つの柱に据え積極的に取り組んできた。

しかし、今回不適正な事案が発生したことを受け、発注者としてどう対応してきたかを振り返り、岐阜県における廃棄物処理の適正化策について述べるものである。

## 2. 発端と内部調査

### (1) 発 端

平成16年(2004年)3月、岐阜市椿洞で産業廃棄物の大量不法投棄事件が発覚した。量は、岐阜市

の推定で後に約57万 m<sup>3</sup>にも及ぶことがわかり、国内最大級の不法投棄事件として県民の関心を集めることとなった。

### (2) マニフェスト調査(1次調査)

この中間処理業者「Z」は昭和62年に岐阜市より廃掃法(廃棄物の処理および清掃に関する法律)に基づく中間処理の許可を受けており、県の単価表にも掲載されていた業者である(平成16年4月単価より抹消)。

今回の事案発生を受けて、基盤整備部をはじめ関係部局は、過去5年間(平成11年度~平成15年度)に発注した工事のうち、廃棄物の中間処理として「Z」が関わった工事について、産業廃棄物管理表(いわゆる「マニフェスト」)により、実態調査を行った。

結果は、発注所属別で5部局、件数で112件の県発注工事において、約9,800m<sup>3</sup>(10tトラック約1,500台分)の建設副産物が問題の中間処理業者へ処理委託されていたことがわかった。

排出事業者数は地元岐阜市内を中心に80社であり、工事別には道路関係、河川関係、農地整備関係、建築関係工事と広範囲であった。

### (3) 聞き取りによる詳細調査(2次調査)

このうち、どれだけが不適正に処理されたかについて、マニフェストによる詳細調査および聞き取り調査を行った結果、許可品目以外を委託しており、明らかに不当な処理が1件あった。その他マニフェストに疑義があるものがあったが、明確

に不法投棄と確定はできなかった。

#### (4) 内部調査の限界、監督責任の限界

廃棄物の適正処理は、直接的には排出事業者である請負業者（元請）にあり、排出事業者は産業廃棄物処分業の許可を受けた処理場において適正に処理することが義務付けられている。

発注者の責務としては「廃棄物の発生の抑制」「処理費用の適正な計上（県適正処理実施要領）」「マニフェストによる適正な処理の確認（県共通仕様書）」が挙げられ、発注者である県は、排出事業者が提示するマニフェストにより適正処理を確認してきたところである。

しかし、マニフェストの確認等は各プロセスにおいて、排出事業者等が誠実に記載することを前提にしており、発注者が、処理状況を現地で確認することまでは求められていない。

また前述の内部調査において、「中間処理施設『Z』に持ち込んだマニフェストはない」と回答した排出事業者はそもそも調査のテーブルに載らないことや、県が中間施設に持ち込んだ量の数倍の再生砕石が県事業で再利用されたというデータもあり、実態は不明である。

後に岐阜県警の調べで、収集運搬業者が虚偽記載をしていたことが明るみになり、マニフェストの形骸化が新聞紙上を賑わすこととなるが、発注者として、実際の処理実態の把握には限界があると言わざるを得ない。

### 3. 岐阜県の産業廃棄物処理の強化策

#### (1) 運用の強化

前章で述べたとおり、実態として発注者の関与には限界があるが、現行制度の中でチェックが可能な点を強化することとした（別添1参照）。適用は7月1日とした。主な新規項目としては

- ・ 請負業者は、2次マニフェストについてもE票の写しを求める。
- ・ 請負業者は、県条例により処理施設を確認する場合、状況を写真撮影し報告書とともに提出す

る。

- ・ 工事発注者は、一定規模（当分の間100m<sup>3</sup>）以上の建設廃棄物を搬出する予定がある工事については、工事期間内に処理施設を実地確認する。

- ・ 各発注機関において、建設廃棄物管理責任者を設置し、工事完了後も責任を持ってマニフェストの写しを管理する。

といった点がある。

また、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律：平成14年5月施行）に基づく「岐阜県内の再資源化施設」（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊及び発生木材）の情報を随時更新していただくとともに、環境部局の協力により、県下の「処分業施設」の概要を公開し、産業廃棄物の適正処理に努めている。公開内容としては「設置者名」「設置場所」「施設の種類」「連絡先」「処理する廃棄物の種類」「処理能力」等である。

#### (2) 不正行為に対する厳罰化

県工事により発生した産業廃棄物の発生から最終処分までの一貫した管理を義務付けた主旨を特記仕様書に追加記載し（別添2参照）、7月12日以降に契約する工事から適用することとした。

このことにより、契約においても排出事業者の責任を明確にし、不適正な処理があった場合には、入札参加資格停止を行うなど厳しく対処することとした。併せて、関係者に対し工事着手前協議等において、具体的な取り扱い・確認事項の周知徹底を依頼した。

なお、実態調査で明らかとなった許可品目以外を委託した業者に対しては、7月30日付けで文書警告の処分がなされた。

#### (3) 適正処理3原則の適用

さらに、適正処理について「建設廃棄物の適正処理3原則」（図1）に基づき、「分別・リサイクル・分散処理」を岐阜県方式として、8月1日より県発注のすべての工事において実施することとした。

##### ① 分別して排出

(別添1)

## 基盤整備部が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する基準の運用

基盤整備部

### 1 産業廃棄物関係書類の提出、および確認

基盤整備部が発注する公共事業のうち、現場から産業廃棄物(以下、建設廃棄物という。)が発生するすべての工事を対象に、関係書類の提出および確認方法について次のとおり運用します。

- (1) 請負業者(排出事業者)は、産業廃棄物管理票(以下、マニフェストという。)の写しを提出しなければならない。
- (2) 請負業者は、委託業者が中間処理後の廃棄物を最終処分業者等に委託した場合、その委託業者に建設廃棄物処理委託契約書の写しを求めるものとします。
- (3) 請負業者は、委託業者が最終処分業者等に委託した場合のマニフェスト(いわゆる2次マニフェスト)についても、そのE票(最終処分確認)の写しを求めるものとします。

(参考)

基盤整備部が発注する公共事業のうち、現場から建設廃棄物が発生するすべての工事を対象に要領、基準等が整備されるまでの間、暫定的に上記(1)~(3)を運用します。

- (1) 産業廃棄物管理票(1次マニフェスト)については、請負者の提示義務(岐阜県建設工事共通仕様書1 1 18工事現場発生産品)および監督員の確認義務を規定し、現場から発生した建設廃棄物が適正に処理されていることを確認しているところです。今後は、より確実な確認を確保し説明責任を高めるため、すべての工事において従来の原本提示に加え、その写し(E票のみ)の提出を義務付けることとします。
- (2) 建設廃棄物処理委託契約書(1次)の写しの提出(岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱第6 施工計画書の作成等)を受け、建設廃棄物の委託先の適合性等を確認しているところです。しかしながら、委託業者が中間処理後に廃棄物を最終処分業者等に委託する、いわゆる2次委託分について正確に把握できなかったところがあり、今後は当該委託分(2次)についても把握し、更なる適正処理を図る必要があることから、当該委託に係る契約書の写しも合わせて提出を求め、請負者はできる限り提出するよう努めるものとします。
- (3) 1次マニフェストE票は中間処理業者が2次マニフェストE票から転記されていることから疑義が生じています。今後は、2次マニフェストE票の写しの提出を求め、最終処分の把握に努めるものとします。

### 2 処理施設の現地確認

処理施設の現地確認については、現在、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例(以下、県条例という。)に基づき請負業者が行っているところですが、確認強化を図るため次のとおり運用します。

- (1) 請負業者は、県条例により処理施設を確認する場合は、状況を写真撮影し報告書とともに提出するものとします。
- (2) 工事発注者は、一定規模以上の建設廃棄物を搬出する予定がある工事については、工事期間内に処理施設を実地確認するものとします。

(参考)

請負業者は、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例第18条に基づき、実地確認しなければならない。この確認を実効あるものとするため、要領、基準等が整備されるまでの間、暫定的に上記(1)(2)を運用します。

- (1) 実地確認に際し説明責任を高めるため、施設および仮置き状況等を写真撮影し監督員に提出するものとします。
- (2) 一定規模(当分の間100m<sup>3</sup>)以上を1処理施設に排出する工事にあつては、監督員は処理施設を適宜実地確認し、処理施設の実態把握に務めるものとします。また、不適切な疑いがある場合は、不適正処理連絡会議等を活用し関係機関へ通報するものとします。

### 3 建設廃棄物処理状況の管理

建設廃棄物処理の状況については、処理前、および処理後において提出書類等により確実に確認等を行っているところですが、管理等を統一的に強化するため、次のとおり運用します。

- (1) 請負業者は、施工計画書において廃棄物別に処理方法、処理委託先、運搬経路等の処理計画を記述し、監督員の承認を受けるものとし、計画に変更が生じた場合は速やかに報告するものとします。また、監督員は、請負業者が適正に建設廃棄物処理を実施したことを確認しなければならないとします。
- (2) 査察時において、建設廃棄物適正処理に向けた監督、管理に関する指導が行われます。監督員は、日頃から請負業者に対して現場から発生する廃棄物が適正処理されるよう監督指導しなければならないものとします。

(3) 各発注機関において、所属長は建設廃棄物管理責任者（以下、管理者という。）を選任するものとします。契約中に発生するマニフェストは、工事ごとの一覧表により監督員が管理し、工事完了後は管理者の責において管理するものとします。

（参考）

建設廃棄物処理の状況把握については、提出書類等により確認を行っていますが、管理等を統一的に更なる強化を図るため要領、基準等が整備されるまでの間、暫定的に上記(1)~(3)を運用します。

- (1) 監督員は、施工計画書等文面により廃棄物別の処理方法、処理量、処理場所、運搬経路、運搬及び処理の委託先等処理計画を確認するものとします。また、計画に変更を生じた場合は、速やかに変更の報告を求め確実に把握しなければならないものとします。
- (2) 工事検査室による査察において、適正な建設廃棄物処理が実施されるよう監督、管理に関する指導を行うものとします。また、監督員は日頃から特別な場合を除き混合廃棄物を発生させない等、建設廃棄物処理が適正に実施されるよう、請負業者の監督指導に努めなければならないものとします。
- (3) 監督員は、契約期間（工事中）における管理、監督、確認等を行うものとし、マニフェストの管理は管理一覧表を工事ごとに作成し行うものとします。工事検査完了後は所属長が選任した管理者が引き続きマニフェストを管理するものとします。また、監督員および管理者は、マニフェストD票、E票は、それぞれ交付から90日、180日以内に回送することとされていることに留意し、適切に指導しなければならないものとします。マニフェスト管理一覧表は、イントラネットで職員間の情報共有を行うものとし、情報は随時更新するものとします。

（別添2）

特記仕様書（抄）

第1条 請負者は、岐阜県建設工事共通仕様書に基づき施工するものとする。

略

第5条 産業廃棄物の適正処理について

請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認しなければならない。

略

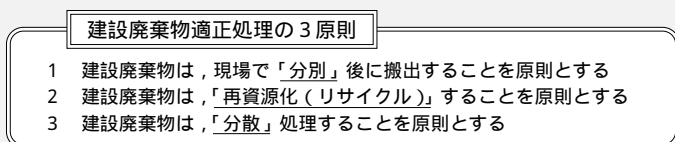


図 1

再資源化（リサイクル）を促進させるため、(1),(2),(3)の順で排出する。

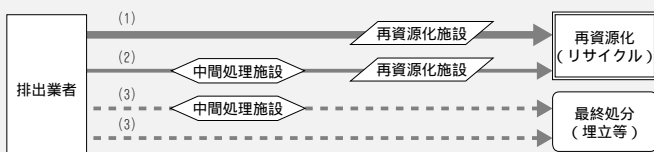


図 2

これは「建設廃棄物は現場で『分別』後に搬出することを原則とする」というものである。

まず、県が発注する公共工事から発生する建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別することが経済的、技術的に著しく不合理である場合を

除き、現場で分別を徹底し、その後搬出することを原則とするものである。

建設系廃棄物の「コンクリートがら」「アスファルトがら」等は従来から分別し、排出している。今後は主に建築系廃棄物についても可能な限り細分して排出することとした。具体的には、従来「その他がれき類」一つであったものから「瓦」を、「ガラス・陶磁器くず」から「ガラス」を、「繊維くず」から「畳（化学量を含む）」を、「混合（管理型）」から「廃石膏ボ

ード」をそれぞれ細分別化して排出することとした。

② リサイクル化の推進

次に「建設廃棄物は『再資源化（リサイクル）』することを原則とする」というものである。

発生する建設廃棄物の完全リサイクル（100%）を目指し、適切な費用を計上するとともに、近隣に再生処理機能を備えた処理施設がない場合等、著しく不合理である場合を除いて、再資源化施設（再生処理可能な処理施設）へ処理委託することを原則とするものである（図 2）。

これは、再資源化を促進させるため、まず、建設廃棄物を発生元で分別した後、再資源化施設へ搬出する（コンクリートがら等）。次に、分別しても直接再資源化施設へ搬出できないものは、中間処理施設で破碎等を行い再資源化施設へ搬入する（ガラス等）。最後に、現在再資源化が困難・分別が不可能等止むを得ない理由があるものは、中間処理後または直接「最終処分場」へ搬出する（廃石綿等）ことを意味している。

### ③ 分散処理

最後に「建設廃棄物は『分散』処理することを原則とする」としている。

排出事業者とともに運搬業者、処理施設・処理業者等を的確に把握し情報共有することにより、分散して廃棄物処理を委託することを原則とするものである（図 3）。

具体的には、処理委託は産業廃棄物処分量の県許可情報（前出の環境局担当室のホームページに掲載）を参考に選定し、排出計画において、日搬出量は処理施設の日当たり処理能力を限度とすることにした。例えば、日搬出予定量が150m<sup>3</sup>の場合で、最寄の処理施設 A の日処理能力が100m<sup>3</sup>

であったとすれば、残りの50m<sup>3</sup>は別の処理施設 B へ委託するというものである。

これは一定の期間分のストック量が認められているものの、処理委託先が1カ所に集中することを避けようという趣旨である。

## 4. おわりに

以上、今回岐阜市において不適正事案が発覚後、発注者としての対応状況について述べてきた。

現在、岐阜市の調査や岐阜県警による捜査が進められており、悪質な排出事業者が判明した場合は岐阜市と連携を図りながら厳しく対処していくこととしている。

今回の事案を受けて、排出事業者自らが県内の必要な地域に、選別・破碎施設等を備えた「建設廃棄物選別資源化センター」を整備しようという動きがあり注目している。

一方発注者としても11月より、マニフェスト管理の一環として、発注者と排出事業者の間で発生から処理まで一貫した処理状況の情報共有を進めている。具体的にはウェブ上の情報共有サーバを利用して月1回の報告と3カ月に1回の原本との整合をチェック項目にしている。また、処理期限日の到来がマニフェスト1枚ごとにチェックできるよう登録シートを定め運用している。

昨年秋には40件の現場で査察指導が実施されたが指摘事項はなかったとのことであり、幸い現在のところは、建設業界等関係者の協力を得て、建設廃棄物は適正に処理されていると考えている。

今後とも関係者と連携をし、適切なフォローをしつつ改善すべき点は改善し、良質な社会基盤を後世に残したいと考えている。

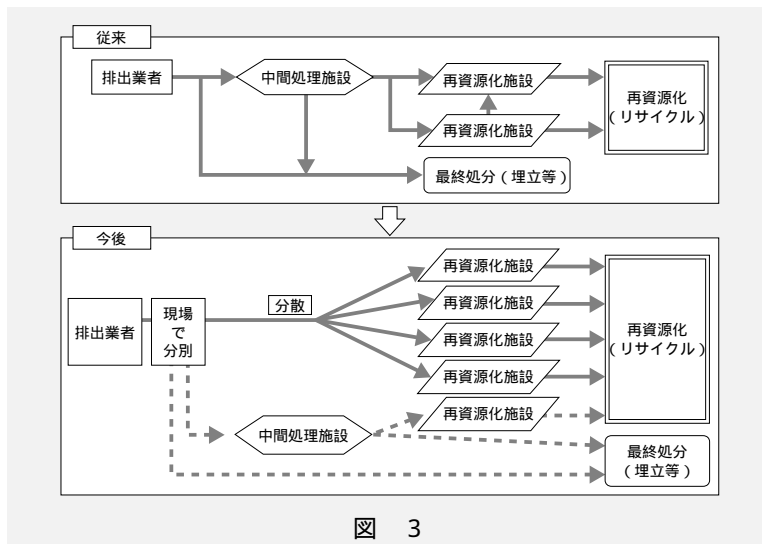


図 3